<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	管理規程の認可(第 96 条において準用する場合を含む。) 管理規定の変更等
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 57 条の 2 第 1 項・第 3 項

<審査基準/標準処理期間>		
基準	規定	土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号、第 57 条の 2 土地改良法施行規則第 47 条、第 48 条、第 48 条の 2
		■設定 □未設定
審査	基準	1 土地改良区は、下記の事業 (のうち農業用用排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち農林水産省令で定めるものを除く。)の管理(委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。)を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。 ・ 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)の新設、管理、廃止又は変更(法第2条第2項第1号) 2 前項の管理規程において定めるべき事項は、以下の通り。 ① 当該施設がダムその他のえん堤である場合 イ 貯水、放流又は取水に関する事項 ロ 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項 ニ ダムにあつては、当該ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項 ホ その他施設の管理に関し必要な事項 ② 当該施設が農業用用排水路である場合 イ 施設において保持すべき水質基準に関する事項 ロ 予定廃水(施設に排出されることを予定する廃水をいう。以下同じ。)に関する事項 ハ 施設に排出される予定廃水以外の廃水に対してとるべき措置に関する事項 ハ 施設に排出される予定廃水以外の廃水に対してとるべき措置に関する事項 ニ その他施設の管理に関し必要な事項 3 土地改良区は、第1項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
参考。	資料	

標準処理期間			■設定 □未設定
		間	90日
備	:	考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 46 第 1 号により美郷町 に権限移譲
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	土地改良事業の認可
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 95 条第 1 項

許	認可單	等の名	5杯	土地改良事業の認可
処	分	権	者	町長
根	拠	規	定	土地改良法第 95 条第 1 項
<審査	李基 準	上人根	準処理	里期間>
基	準	規	定	土地改良法第8条第4項・第5項、第95条第3項 土地改良法施行令第2条、第3条 土地改良法施行規則第69条
審	査	基	準	■設定 □未設定 (1) 町長は、次の①から④に該当する場合を除き、土地改良事業の認可をしなければならない。 ① 申請に係る土地改良事業が、下記アからキの土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないとき。 ア 当該土地改良事業の施行に係る地域の土壌、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するためその事業を必要とすること。 イ 当該土地改良事業の施行が技術的に可能であること。 ウ 当該土地改良事業のがででの効用がそのすべての費用を償うこと。 エ 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者又は当該土地改良事業の施行により造成される埋立地若しくは干拓地につき農業を営むこととなる者が当該土地改良事業に要する費用について負担することとなる金額が、これらの者の農業経営の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えることとならないこと。 オ 当該土地改良事業が法第7条第4項に規定する土地改良事業である場合において、次に掲げる要件に該当すること。 (ア) 当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部が、都市計画法第
				7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定

- 7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定 による協議が調ったものに含まれていないこと。ただし、当該土地改良 事業が農用地又は土地改良施設の災害復旧であるときその他当該土地改 良事業を施行することがその施行に係る地域内における農業経営の状 況、農用地の状況等からみて特に必要である場合として農林水産大臣が 国土交通大臣と協議して定める場合に該当するものであるときは、この 限りでない。
- (イ) 当該土地改良事業の計画のうち法第7条第4項の非農用地区域(その 面積が農林水産大臣が定める面積に満たないものを除く。) における工事 に関する事項に係る部分が、農林水産大臣が定める技術的基準に適合し ていること。

- (ウ) 当該土地改良事業の計画が、議会の議決を経て定められた関係市町村の建設に関する基本構想に即するものであること。
- カ 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること。
- キ 当該土地改良事業が森林、運輸、発電その他に関する事業と競合する場合において、国民経済の発展の見地からその土地改良事業の施行を相当とすること。
- ② 申請の手続又は定款若しくは土地改良事業の計画の決定手続若しくは内容が 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。
- ③ 申請に係る土地改良区が、下記アからウの土地改良事業の遂行のための基礎的な要件を欠くと認められるとき。
 - ア 当該土地改良区において当該土地改良事業を適確に遂行するために必要な 資金を確保する見込みがあること。
 - イ 当該土地改良区において当該土地改良事業の性質及び規模からみて必要と 認められる技術者を確保する見込みがあること。
 - ウ 当該土地改良区の業務の執行及び会計の経理が適正に行なわれる見込みが あること。
- ④ 当該土地改良事業の計画において定められた非農用地区域が下記アからウの 要件に適合するものでないとき。
 - ア 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれるものが含まれる場合には、当該地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれらの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。
 - イ 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要な施設(その土地改良事業によって生ずる土地改良施設を除く。)の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設(その土地改良事業によって生ずる土地改良施設を除く。)の用に供するための土地が新たに必要な場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。
 - ウ ア・イのほか、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的経済的社会的 諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地 以外の用途に供されることが見通される場合には、当該地域内において引き 続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみ て、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地 の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであるこ と。
- (2) 認可の申請をするには、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ① 規約(法第3条に規定する資格を有する者が1人で土地改良事業を行う場合にあっては、規準とする。以下同じ。)
 - ② 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
 - ③ 法第95条第2項の議決があったことを証する書面、同項の規定により公告 した事項を記載した書面、同項の同意があったことを証する書面及び同条第3 項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面
 - ④ 当該土地改良事業の施行によりその地域に編入すべき土地で国有地又は国若 しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、 その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認のあったことを証する書面

- ○土地改良区の設立手続及び審査等の要領について(昭和49年7月17日49構改B第308号)
- 第1 土地改良区の設立手続及び審査
 - 10 都道府県知事の審査(法第8条)
 - (1) 審査の方法

法第7条第1項の規定による認可申請があったときは、都道府県知事は、この申請内容について専門技術者の調査報告書に基づき審査を行い、法第8条第4項各号の1に該当する場合及び同条第5項の規定に該当する場合を除き、適当とする旨の決定をしなければならないが、この審査に当たり留意すべき事項は次のとおりである。

なお、専門技術者の委嘱に関しては、「専門技術者委嘱の要領について(昭和40年12月25日付け40農地B第4184号(管)農林省農地局長通達)」によられたい。

ア 土地改良事業の施行に関する基本的要件への適合の有無

申請に係る土地改良事業が令第2条各号に掲げる要件に適合しているかどうかについては、専門技術者の調査報告に述べられた意見に基づき審査しその適否を決定することとなる。都道府県知事は、この審査に当たっては、当該事業に対する反対者の有無、反対がある場合には、その理由と程度、また反対者が法第3条の資格者である場合には、一部地域への偏在の有無について留意して事業の必要度を勘案するほか、用地等の取得の見通し等についても検討することが必要である。

また、非農用地区域の設定を伴う土地改良事業の施行区域であって事前に都市計画との調整を要する場合にあっては、「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行なう場合における都市計画法の開発許可等との調整措置について(昭和48年5月9日付け48構改B第1458号農林省構造改善局長通達)」の規定に合致しているかどうか適正に判断する必要がある。

イ 申請手続等の適法性

(略)

ウ 土地改良事業遂行のための基礎的な要件の具備

土地改良区が設立後において、その健全な運営が確保され又経理的技術的にも問題がなく、適確に事業を遂行しうる要件を具備しているかどうかについて審査する。この要件は、財政不振、業務過怠等運営不振におちいる土地改良区の発生を防止する意味から特に次のような点に慎重な配慮をしなければならない。

- (ア) 申請書の添付書類である資金計画を記載した書面の内容のとおりに その資金が確保される見込みがあるか。すなわち、国庫補助を予定し ている場合には、計画のとおり採択される見込みがあるかどうか、農 林漁業資金の借入れを予定している場合には、希望条件のとおりの借 入れの見込みがあるかどうか、また、自己負担分の調達の可能性はど うか。
- (イ) 申請に係る土地改良事業の性質及び規模に対応して必要とされる技術者が確保される見込みがあるか。この技術者の確保の見込みについては、土地改良区が自ら雇用するもののほか、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会等の技術職員の指導援助を受ける場合も含めて、当該事業を遂行するために必要とする技術者を確保し得る見込みがあるかどうかを検討する。
- (ウ) 申請書の添付書類である業務の執行及び会計の経理に関する事項を 記載した書面を中心に予定されている役員の業務分担その他業務の執 行の組織体制、方法等及び会計の経理の組織、方法、金銭保管の方法 等がその土地改良区の事業の内容、財政規模等からみて適切であり、

将来公法人として適正な運営が確保される見込みがあるかどうか。

- (エ) 非農用地区域を含む上地改良事業計画にあっては、当該区域がその 位置及び規模に関する要件を具備しているか。
 - (a) 事業施行地域に法第3条第8項に規定する特定用地等引き続き 農用地として利用されない非農用地が含まれる場合には、当該地域 内における農用 地の集団化その他農業構造の改善に資する見地か らみて、これら非農用地の代替区域として非農用地区域が適切な位 置にあり、かつ、妥当な規模を超えていないかどうか。
 - (b) 事業施行地域内で農業経営施設用地、公共施設用地が新たに必要な場合には、これら施設用地の区域として非農用地区域が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えていないかどうか。
 - (c) (a) 又は(b) に掲げる場合のほか、事業施行地域の自然的経済的社会的条件に照らし、農用地が非農用地として供されることとなる場合には、これら土地の区域として非農用地区域が適当な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えていないかどうか。
- (オ) 前記の調査を経て適当であると認められる場合には、その旨を決定する。

なお、申請書類について不適当と認められる箇所がある場合には、 計画の概要及び定款作成の基本事項に抵触しない限り、申請人にこれ を修正させることは妨げない。

第2 農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う土地改良事業の施行手続及び審 査(法第95条)

農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。)が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、現存の農業協同組合等が新たな事業を行うものである結果、事業の施行に関する一切の事務手続が組合自体の手によって処理されるものである点においては土地改良区の設立の場合と相違が出てくるのであるが、大体の要領は土地改良区の設立の場合と同様であるので、次の点に留意のうえ第1に述べたところに準じ措置するものとする。

- 1 農業協同組合等の定款中に土地改良事業を行う旨の規定がないときは、その旨及び当該事業に係る経費の賦課に関し定款の変更をしなければならない。
- 2 法第95条第2項の同意者は、当該事業の施行に係る土地のすべての使用収益権者でなければならない。この同意は、権利関係調査簿に基づいてその土地についての同項の権利者の総数を記載した同意署名簿を調製し、これによって同意をとるものとする。
- 3 前記の同意をとる権利者は、登記の有無等とはかかわりなく、すべての実質 的な権利者でなければならない。
- 4 規約等の公告前に土地改良事業計画の概要につき市町村長の意見をきくこと (法第95条第3項において準用する法第5条第3項) はもとより事業実施に 当たっては市町村と十分連絡を密にして取り進めることが望ましい。
- 第3 農地保有合理化法人が行う土地改良事業の施行手続及び審査(法第95条) 農地保有合理化法人が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、第2の農業 協同組合等の場合とほぼ同様であるので、これに準じ措置するものとする。

なお、造成後の土地改良施設の管理を適正に行うためあらかじめ管理予定者、 管理予定方法、その他管理に必要な事項につき関係者(予定管理者及び管理費用 負担者をいう。)と協議し、これを内定しておくことが必要である。

第4 法第3条に規定する資格者が行う土地改良事業の施行手続及び審査(法第9 5条)

法第3条に規定する資格者が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、第1 及び第2に述べたところを参照して行うものとする。

なお、土地改良事業の施行に係る土地について権利の設定移転等が行われたこ

	とによりその地域内の土地について法第3条に規定する資格者が1人から数人に増加するときには規準を規約に改めること、また、法第3条に規定する資格者が数人から1人に減少するときには規約を規準に改めることがそれぞれ必要であり、変更後の規約叉は規準については遅滞なく都道府県知事に届け出るものとする。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 90日
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 46 の 2 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	土地改良事業の変更又は廃止の認可
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 95 条の 2 第 1 項

<審査基準	<審査基準/標準処理期間>		
基準	‡	÷	土地改良法第95条の2第1項・第3項
- 卒 年	が	Æ	土地改良法施行規則第75条の2、第75条の2の2
			■設定 □未設定
審査	基	準	(1) 土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあっては総会の議決を経て、)下記の事項を定め、町長の認可を受けなければならない。 ① 土地改良事業計画を変更しようとする場合にあっては、変更された土地改良事業計画 ② 土地改良事業計画を変更しようとする場合にあっては、変更された土地改良事業計画 ② 土地改良事業を廃止しようとする場合にあっては、その事業の処理に関する事項 (2) (1) の認可を申請するには、申請書に次の書類を添付しなければならない。 ① 土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の事由を記載した書面② 規約を変更する必要があるときは、変更後の規約 ③ (1)の議決があったことを証する書面、法第95条の2第2項の規定により公告した事項を記載した書面、同項の同意があったことを証する書面、同条第3項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面及び法第95条の2第3項において準用する法第48条第6項の申出があったことを証する書面 ④ 計画変更後に行う土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域に新たに編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認があったことを証する書面 ※土地改良事業計画の変更については、土地改良事業の開始の認可に関する審査基準(土地改良法第8条第4項・第5項、土地改良法施行令第2条、第3条)による(土地改良法第95条の2第3項による同第8条の準用)

参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	9 0 日
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第46の2第2号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	土地改良事業における換地計画の認可(第 52 条第 1 項準用)、変更の認可(第 53 条の 4 第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 96 条

	,,_	,,,,	<i>,</i> ~	
<審査基準/標準処理期間>				
基	準	規	定	土地改良法第 52 条の 2 第 2 項、第 52 条の 5、第 53 条、第 53 条の 4 第 2 項 土地改良法施行規則第 43 条
審	查	基	準	■設定 □未設定 (1) 土地改良事業における換地計画の認可及び換地計画の変更認可の申請があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、適当とする旨の決定をしなければならない。 ① 申請の手続又は換地計画の決定手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。 ② 換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。 (2) 換地計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 ① 換地設計 ② 各筆換地明細 ③ 清算金明細 ④ 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細 (3) 換地計画においては、換地は、次に掲げる要件のいずれもがみたされるように定めなければならない。ただし、従前の土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得た場合は、この限りでない。 ① 当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあっては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあっては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域外の土地であること。 ② 当該換地及び従前の土地について、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。 ③ 当該換地の地積の従前の土地の地積に対する増減の割合が、2割にみたないこと。 (4) (3) の場合において、換地及び従前の土地の用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地を当該換地計画

に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域外の土地に定める場合 にあっては換地を当該非農用地区域外の土地に定める他の場合との比較において

不均衡が生ずると認められるとき、当該換地を当該非農用地区域内の土地に定め る場合にあっては当該換地及び従前の土地が同等でないと認められるときは、金 銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収 の方法及び時期を定めなければならない。 (5) 従前の土地の全部又は一部について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制 限がある場合には、これに照応する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる 土地又はその部分を指定して定めなければならない。 (6)(5)により先取特権、質権又は抵当権の目的たる土地又はその部分を指定して換 地を定める場合には、その指定に係る土地又はその部分は、当該権利の目的とな っている従前の土地の全部又は一部の価格と同等以上の価格のものでなければな らない。ただし、その従前の土地の所有者が(4)による清算金を取得すべきときは、 その指定に係る土地又はその部分は、その清算金の限度内において、当該権利の 目的となっている従前の土地の全部又は一部の価格より低い価格のものであって (7)(6)のただし書の場合には、その価格の差額に相当する当該権利の及ぶべき清算 金の額を当該換地計画において定めなければならない。 (8) 換地は、一筆の土地の区域が2以上の市町村、大字又は字にわたるように定め てはならない。 (9) 換地計画又は換地計画の変更の認可の申請をするには、申請書に次に掲げる書 類を添付しなければならない。 ① 換地計画に係る会議の議事録の謄本 ② (3)のただし書の同意があったことを証する書面、換地を定めないこと等につ いての申出又は同意があったことを証する書面、地方公共団体の計画において 農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設の種類、位置及び規模が定め られていることを証する書面並びに土地改良施設等の用に供する土地を取得す ることが適当と認める者の同意があったことを証する書面 参考資料 ■設定 □未設定 標準処理期間 90目 (秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第46の3第1号・第3号 により美郷町に権限移譲 備 考 平成 27 年 10 月 31 日 設 定

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	市町村の換地計画の認可(第 52 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項

基	準	規	定	
				□設定 ■未設定
				未設定理由:その他
審	査	基	準	
参	考	資	料	
煙	準 処	理単	目間	■設定 □未設定 90日
135	+ <i>~</i> =	- - //) (H)	ООН
				(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第46の3第1号により美
備			考	郷町に権限移譲
設		定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	市町村の換地計画の変更の認可(第 53 条の 4 第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項

基 準 規 定	
	□設定 ■未設定
	未設定理由:その他
審査基準	
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	90日
	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 46 の 3 第 3 号により美郷町に権限移譲
備考	//// // // // // // // // // // // //
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	土地改良区の交換分合計画の認可
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 99 条第 1 項

基準規定	土地改良法第 99 条
審査基準	■設定 □未設定 1 土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 第1項の認可を申請するには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から30日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。 3 都道府県知事は、第1項の認可の申請を相当と認める場合には、遅滞なく申請の旨を公告し、且つ、30日間交換分合計画書の写を縦覧に供しなければならない。 4 都道府県知事は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農用地についての法第98条第2項に掲げる権利を有する者(その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。)に対して、その旨を通知しなければならない。 5 前項の権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。 6 都道府県知事は、前項の規定による申出を受けたときは、縦覧期間満了後60日以内にこれを決定しなければならない。 7 都道府県知事は、第5項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第6項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 90日
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 47 第 4 号により美郷町 に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	農業協同組合等の交換分合計画の認可
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 100 条第 1 項

基準規定	土地改良法第 100 条第 1 項
審査基準	■設定 □未設定 農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決(総会を置かない農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定)を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について法第97条第1項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 90日
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 47 第 6 号により美郷町 に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	市町村の交換分合計画の認可
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 100 条の 2 第 1 項

基準規定	土地改良法第 100 条の 2 第 1 項
審査基準	■設定 □未設定 法第96条の2第1項の規定により市町村が土地改良事業を行う場合において、その土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を含む一定の農用地に関し交換分合を行うことが、その土地改良事業の効率的な施行及びその地域内の土地につき耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資することが明らかであると認められるときは、その市町村は、都道府県知事の認可を受けて、その一定の農用地につき交換分合計画を定めることができる。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 90日
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 47 第 7 号により美郷町 に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	農政課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	農用地の形質の変更の許可
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地改良法第 109 条

基準規定	土地改良法第 109 条
審査基準	■設定 □未設定 土地改良区の交換分合計画に係る公告があつた後は、その公告があつた交換分合計画において定める農用地につき所有権その他の権利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければ、その農用地の形質を変更してはならない。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 90日
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 48 により美郷町に権限 移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日